

公益財団法人がんの子どもを守る会リスクマネジメント規程

第1条（目的）

公益財団法人がんの子どもを守る会（以下「当会」という）におけるリスクマネジメント体制の要綱を定め、当会存続に重大な影響を及ぼすリスクを事前に識別・評価し、これを予防・減少することを目的とする。

第2条（定義）

当規程におけるリスクとは、コンプライアンス、財務諸表、情報管理など主に事業活動に伴い発生するリスクをいう。

第3条（体制）

リスクマネジメント体制は、理事会で論議の上推進する。事業活動に伴う重大なリスクの識別、評価及びリスクへの対応は、業務執行理事及び事務局長が、理事長の助言を受けながら実施・決定する。

当会役員、職員等は、業務執行理事及び事務局長の要請に基づき、リスクマネジメント体制推進に関する業務に協力しなければならない。

第4条（報告）

当会職員は、事業活動に伴う重大なリスクを認めたときは、事務局長に報告しなければならない。

第5条（改廃）

当規程の改廃は理事会が行う。

付則 この規定は2020年6月7日より施行する。